

守山市立図書館の団体貸出に関する内規

平成 16 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この内規は守山市立図書館の管理および運営に関する規則第 13 条ならびに第 14 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(団体の定義)

第 2 条 守山市内で活動する地域団体、職場団体、社会教育関係団体、公民館その他教育委員会が必要と認める団体。

(登録)

第 3 条 貸出を希望する団体の代表者は団体利用申込書に必要事項を記入し提出して登録を受けるものとする。

2 登録の期限は当該年度末とする。

(貸出冊数および期間など)

第 4 条 貸出冊数は 1 団体 100 冊以内とする。

2 貸出期間は 30 日とし、延長は 1 回することができる。

(図書制限)

第 5 条 新刊図書は、図書館における個人貸出を優先する。

(管理責任)

第 6 条 団体の代表者は、団体貸出を受けた図書の管理について責任を負わなければならない。

2 図書の搬送は、団体が責任をもっておこなう。

(利用制限等)

第 7 条 館長は、次の各号に該当するときは、その利用の制限または、登録の取消をすることができる。

- (1) 図書館活動を阻害する利用のおそれがあるとき
- (2) 営利の手段とされるおそれがあるとき
- (3) 許可条件に反する利用がなされるとき
- (4) その他、図書または図書館の管理上に支障があるとき

付則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付則 (令和 2 年 4 月 1 日)

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。